

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）	
ⅰ 要支援 1	517単位
ⅱ 要支援 2	646単位
b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）	
ⅰ 要支援 1	601単位
ⅱ 要支援 2	751単位

数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	12単位
(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6単位
(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟の指定介護予防短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）

a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）	
ⅰ 要支援 1	531単位
ⅱ 要支援 2	660単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）	
ⅰ 要支援 1	615単位
ⅱ 要支援 2	765単位

<b>(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</b>	
<b>a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)</b>	
i 要支援1	447単位
ii 要支援2	559単位
<b>b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</b>	
i 要支援1	536単位
ii 要支援2	670単位

**(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)**

<b>(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)</b>	
a 要支援1	608単位
b 要支援2	760単位
<b>(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</b>	
a 要支援1	608単位
b 要支援2	760単位

注1 療養病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

<b>(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</b>	
<b>a 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)</b>	
i 要支援1	461単位
ii 要支援2	573単位
<b>b 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</b>	
i 要支援1	550単位
ii 要支援2	684単位

**(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)**

<b>(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)</b>	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	774単位
<b>(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)</b>	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	774単位

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。  
 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)の診療所における短期入所療養介護費の診療所短期入所療養介護費又はユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準を準用

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

4 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。  
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養

食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

**(5) 特定診療費**

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める療養食の内容は以下のとおり。  
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

**(4) 特定診療費**

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費の改定については別紙4を参照

**(5) サービス提供体制強化加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

12単位

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
  - ① 当該病室の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
  - ① 当該病室の指定介護予防短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	833単位
ii 要支援2	993単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	944単位
ii 要支援2	1,098単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	766単位
ii 要支援2	934単位

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	847単位
ii 要支援2	1,007単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1	958単位
ii 要支援2	1,112単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1	780単位
ii 要支援2	948単位

b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	850単位
ii	要支援2	1,039単位
(三)	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	743単位
ii	要支援2	906単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	827単位
ii	要支援2	1,011単位
(四)	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	730単位
ii	要支援2	890単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	814単位
ii	要支援2	995単位
(五)	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	668単位
ii	要支援2	828単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	779単位
ii	要支援2	933単位
(2)	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援1	570単位
b	要支援2	730単位
(二)	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援1	654単位
b	要支援2	835単位
(3)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	

b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	864単位
ii	要支援2	1,053単位
(三)	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	757単位
ii	要支援2	920単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	841単位
ii	要支援2	1,025単位
(四)	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	744単位
ii	要支援2	904単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	828単位
ii	要支援2	1,009単位
(五)	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	682単位
ii	要支援2	842単位
b	認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	793単位
ii	要支援2	947単位
(2)	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援1	584単位
b	要支援2	744単位
(二)	認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援1	668単位
b	要支援2	849単位
(3)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	

i	要支援 1	946単位
ii	要支援 2	1,101単位
b	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援 1	946単位
ii	要支援 2	1,101単位
(二)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i	要支援 1	857単位
ii	要支援 2	1,048単位
b	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援 1	857単位
ii	要支援 2	1,048単位

- 注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)若しく

i	要支援 1	960単位
ii	要支援 2	1,115単位
b	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援 1	960単位
ii	要支援 2	1,115単位
(二)	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i	要支援 1	871単位
ii	要支援 2	1,062単位
b	ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援 1	871単位
ii	要支援 2	1,062単位

- 注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)若しく



は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

#### (4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護  
予防短期入所療養介護事業所であること。

2 ロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合している  
ものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療  
養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。  
ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定して  
いる場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護  
予防短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府  
県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予  
防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養  
食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい  
ること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容  
の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して  
いる指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われて  
いること。

(6) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療  
行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に  
厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府  
県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予  
防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養  
食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい  
ること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容  
の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して  
いる指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われて  
いること。

※ 別に厚生労働大臣が定める療養食の内容は以下のとおり。  
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提  
供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓  
病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特  
別な場合の検査食

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療  
行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に  
厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費の改定については別紙4を参照

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- サービス提供体制強化加算(I)
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること
- サービス提供体制強化加算(II)
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること
- サービス提供体制強化加算(III)
  - ① 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟の指定介護予防短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
  - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)(1日につき)

(一) 要支援1 411単位

(二) 要支援2 534単位

(2) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)(1日につき)

(一) 要支援1 495単位

(二) 要支援2 643単位

注1 指定介護予防サービス基準附則第5条第3項の規定により読み替えられた指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する基準適合診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

3 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

4 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。